平成２４年（フ）第１５８６６号
東京都小平市小川町２丁目1844―105
債務者　大友美由紀（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８７０号
千葉県船橋市若松２丁目８－９―401
債務者　高橋　利枝
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８７１号
東京都新宿区若葉１丁目２
債務者　高松　成幸
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８７２号
東京都足立区大谷田１丁目１－２―614
債務者　河野　義明（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８７７号
神奈川県相模原市中央区並木３―18―５―107、住民票上の住所神奈川県相模原市中央区千代田４丁目２―10―102
債務者　西野　禎久
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８７８号
東京都足立区千住仲町44―６
債務者　岩本　英子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６６７号
大阪市東淀川区下新庄１丁目６番４号、前住所大阪市淀川区東三国６丁目22番４―202号
債務者　吉田　憲史
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８５８号
大阪市西成区中開３丁目３番３―503号
債務者　植田　恵美
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８０号
帯広市西11条南２丁目12番地８　コーポカネマツ201号
債務者　加茂　聡美
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１５７２３号
東京都大田区東糀谷４丁目10―５　ミナト参番館303
債務者　永沼みどり
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８１２号
東京都西東京市保谷町２丁目13―８―103
債務者　廣野　　忠
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７９７号
東京都板橋区氷川町23―２―501
債務者　小原　祥子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８６７号
東京都練馬区上石神井２丁目18―15―501
債務者　有泉　美枝
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第２９４号
愛知県一宮市三条字小辰己22番地１　マンションアリス４Ａ号、申立時の住所愛知県一宮市木曽川町里小牧字十二歩26番地１
破産者　三輪　雅彦
1　主文　当裁判所が平成24年11月12日午前10時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛知県一宮市木曽川町里小牧字十二歩26番地１」とあるのを「愛知県一宮市三条字小辰己22番地１　マンションアリス４Ａ号、申立時の住所愛知県一宮市木曽川町里小牧字十二歩26番地１」と更正する。
2　決定年月日　平成24年12月26日
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２３５０号
札幌市北区篠路３条６丁目５番１―305号
破産者　齊藤　　将
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部